

市文化財に指定

山ノ神遺跡出土 月待供養結衆板碑 (有形文化財 考古資料)

拝島町3丁目の都営住宅の建て替え工事に伴い、平成11(1999)年に発見されました。

年号は2字目が剥がれて不明ですが、「享徳」(1452～1455年)、「享禄」(1528～1532年)のいずれかと考えられています。

月待供養や結衆の板碑は、市内でこの1点しか確認されておらず、当時の民俗信仰がうかがえる希少な文化財です。

長寿や豊作を願
い月に祈る行事

同じ信仰で集
まった集団

月待供養 結衆 板碑

亡くなった方の供養や豊作
祈願のために建てられるこ
とが多いが、この板碑は、
月待ち祈願のためのもの



中村家旧蔵文書一括 (有形文化財 古文書)

中村家は、江戸時代から、代々大神村(現在の大神町)の名主を務めた旧家です。明治以降は、戸長や村長などを歴任し、豪農、文化人としても知られていました。

指定された文書は、この中村家に伝わる、江戸時代の寛文年間から昭和初期までの文書・記録類約1600点です。

最も古いものは寛文7(1667)年の

大神村検地帳で、田畑などの所有者や収穫高などが記録されています。このほか、安政6(1859)年の多摩川大洪水での被害状況絵図や、明治13(1880)年の大神村を含む九ヶ村の地理を伝える文書などがあり、中村家が大神村の名主や戸長を務めていた江戸・明治時代にわたる村内外のようす、行政、社会情勢、文化活動といった、さまざまな歴史を伝えています。



板碑と、文書(一部のみ)は、7月上旬まで、郷土資料室(アキシマエンス国際交流教養文化棟内)で展示しています。

☆詳しくは、文化財係(アキシマエンス国際交流教養文化棟内) ☎519-5717へ。

児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当し、令和3年中の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。

令和4年度の所得制限額は、左下の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。

前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中に申請してください。

【各手当の支給要件】

◎**育成手当** 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

*離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる

*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

◎**障害手当** 11次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶

養している父母または養育者

*愛の手帳1～3の程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。



▼令和4年度児童育成手当の所得制限額

(令和3年中の所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもの)で、収入ではありません。

※医療費控除や寡婦(夫)控除・老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。

※扶養人数は、地方税法上の数です。